

過労死訴訟相次ぎ証人尋問、判決へ-傍聴参加を 県貨物鋼運中上氏事案=4月16日初公判、高梁市職員森氏事案=4月25 日判決、福祉施設焼身自殺事案=6月26日、7月17日証人尋問

県貨物鋼中上氏事案の控訴審初公判

県貨物鋼運の運転手中上氏が自殺した事案で、監督署、労災審査会、地裁、高裁の労災不認定をくつがえした地裁倉敷支部の自殺したのは会社の安全配慮義務違反があったとの判決。これに対して、会社が起こした控訴審の初公判が、**4月16日10時**から広島高裁岡山支部で開かれます。

原告は、13年にわたり闘い続けて、「長距離・長時間運転、職場の上司の差別的いやがらせ、几帳面で心理的負荷を受けやすい立場を会社は認識していた」と会社の安全配慮義務違反を認めさせました。こうした不当な控訴に勝利していくことが再発防止につながります。傍聴支援をよろしく願います。

高梁市職員森氏事案の控訴審判決

岡山地裁判決では、公務災害基金が認めなかった職場や自宅での残業、専門職としての研究・会合を認定して、過労死と認めました。その後、基金は、不当にも控訴。1月17日に開かれた第1回公判で裁判長が、結審しようとしたが、基金側が医師の意見書提出を申請して、2月28日第2回公判となりました。相手の医師の意見書への反論などが提出されて結審となり、**4月25日13時10分判決**となりました。

基金の理不尽な公務災害不認定と控訴に対する正当な判決を守る公判として、傍聴を願



公判後の報告をする奥津弁護士と原告ら
(2月28日、広島高裁岡山支部前)

います。

備前市福祉施設焼身自殺事案

労災認定、損害賠償訴訟併合証人尋問

備前市の福祉施設で上司のいじめを苦に焼身自殺した職員の労災不認定取消訴訟および損害賠償訴訟が併合審理となり、**6月26日13時30分**から職場の上司とその同調者の証人尋問、**7月17日13時30分**から自殺者同僚と原告である奥さんの証人尋問があります。両日とも主尋問と反対尋問で3時間半を予定していますが、最大の山場となるもので、多くの傍聴参加をお願いします。

いのちと健康をまもる第5回中国四国ブロックセミナー

日時 2013年6月1日(土)13時半～2日(日)12時

場所 広島アークホテル JR広島駅近く

基調講演「ここまできた労安活動の成果と今後の課題」講師村上剛志氏(東京社医研)分科会①メンタルヘルス問題、②学校にローアンの風を、③医療・福祉労働者、夜勤・交替制労働(いのちを守る人のいのちと健康)、④じん肺・アスベスト問題をどうとりくみか、⑤基礎講座、⑥安全衛生委員会の活動、参加費2,000円(詳細は別途)